消費税の増税に伴い、煩雑化する経理業務を

パソコン経理で、一気に解決！！

2019 年 10 月から実施される消費税率の引き上げや、軽減税率制度への対策は進んでいますか？
軽減税率導入に伴い、事務作業の負担が増加することは必至です。
免税事業者の方も、他人ごとではありません。
自計化が 8 割と進んでいるといわれる昨今、今まで面倒だと思っていたパソコンを使った経理業務に、もう一度チャレンジしてみませんか？
パソコンを使った経理業務のメリットを、軽減税率対策を交えながらお伝えします。
悩んでいるなら、今が始めどきです！

- ◆ 会　計 ◆　同じ 8%でも、軽減税率消費税の 8%と経過措置の 8%は違います。別々に管理しないと面倒な消費税区分も、会計ソフトなら、簡単に区分して入力が出来ます！
- ◆ 請求書 ◆　複数税率に対応する請求書も簡単に作成できます。分析・管理まで可能です。
- ◆ 給　与 ◆　給与ソフトに連動しているので、簡単に正しい給与計算が可能です。

令和元年

8 月 8 日（木）

14：30 ～ 16：00（受付 14：00 から）

株式会社ＴＫＣ　長野ＳＣＧセンター

講師：三輪　一浩氏

のぞみ総合経営
税理士法人 のぞみ

参加費
無料

場　所：　のぞみ総合経営３階研修室
松本市城西 2-5-12　※駐車場ございます。

定　員：　10 名　※定員になり次第受付終了します。

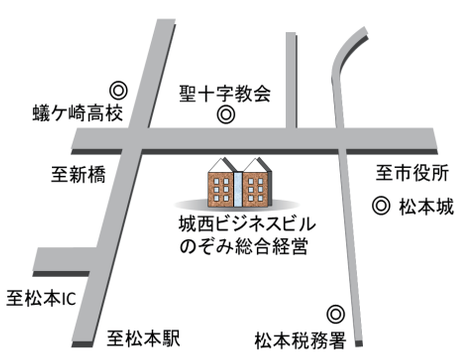

お問い合わせ　お申込みは　0120-971-901　担当：三澤

会社名	参加者名 （駐車場利用　　する（　　台）・　しない）
TEL： FAX：	ＦＡＸでのお申込みはこちらまで 0263-36-7859